

公益財団法人 日本サッカー協会  
2024 年度 第 10 回理事会

2024 年 9 月 19 日

## 決議事項

## 1. JFA 施設整備助成 2024 の策定の件

## (決議) 資料 1

JFA 施設整備助成 2024 の交付要項を決定したい。

## ■当該事案を理事会へ付議する理由（基づく規則等）

事案決裁規則に関する細則 No. 98「国内事業 JFA 施設整備助成金の交付要綱の決定」に基づき、付議するもの。

## ■新規案件/継続案件

継続案件（2004 年度以降）

## ■決議したい論点

JFA 施設整備助成 2024 の制度および付随する交付要項

## (1) 交付要項（別紙参照）

JFA 施設整備助成 2023 からの主な変更点：

- ① 47 都道府県サッカー協会（47FA）一括補助金から施設整備を目的とした、事前の積立を可能とする。単に施設をつくるだけではなく、サッカーを楽しむ人をより一層増やしていく（登録者増加）という観点を加味した施設づくり・制度設計を目指す。そのため、これまでの事業計画に加えて、サッカー普及計画書の提出も必須とする。
- ② 複合多機能型施設整備助成については、助成率を引き上げる。
- ③ 助成メニューに「改修」を加える。
- ④ FA 側での助成メニューの用途について、活用裁量を拡大する（複合多機能型施設・フットボールセンターの場合）
- ⑤ 別途、一括補助金側での施設整備に向けた積立を可能とし、本助成制度と併せて活用することができる（一括補助金側の変更となるため、本交付要項には記載しない）
- ⑥ 助成金を有効活用するため、第一期・第二期と期間を分け、申込状況によっては第一期で整備を実施した FA でも再び第二期で申請することを可能とする。なお、第二期の詳細は 2026 年末までに決定する。
- ⑦ フットボールセンターの人工芝グラウンドは「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認」取得を要件にしない。

## (2) 制度概要（別紙参照）

実施目的：サッカーファミリー1000万人を実現するための施策の一つとして実施するもの。

助成区分：①複合多機能型施設整備助成事業（都道府県フットボールセンターを含む）

②地区サッカー施設整備助成事業

手続き(予定)：申請者は各 FA の承認を得た上で JFA へ資料を提出する。

申請は都度受付ではなく、10～11 月頃に JFA が一括で受け付ける。

その後、審査、交付決定とする。

その他：

- ① JFA 施設整備助成 2023 活用済みの FA でも上限 1 億円に届いていなければ申請可能。
- ② 本制度で活用できる金額上限は第一期で各 FA 1 億円迄とする。
- ③ 機会損失をなくすため、第一期活用 FA も第二期で新たに追加申請を認める。
- ④ 申請者から施設整備を通じた中期的な登録者増に向けた計画提出を求める。
- ⑤ SDGs(特に環境)に対する配慮、アクセス・フォー・オールなどの観点も採り入れた施設とする。
- ⑥ 本制度の 8 年間の効果測定を 2028 年に実施し、2030 年以降の継続要否を検討する。
- ⑦ 2025 年 3 月までに着工する施設は JFA 施設整備助成 2023 で対応する。

### ■当該事案の審議プロセス(委員会、部会協議等)

政策会議および 9 地域代表者会議等にて事前協議

### ■直面している課題・背景

- ① 現在実施している JFA 施設整備助成 2023 は、臨時的な施設整備助成制度(2023 年 6 月理事会決議)として運用してきたため、本制度を新たに制定したい。
- ② サッカー施設が不足していることから施設の整備を主眼としている面があったが、今後は整備後の利用・登録者の増加を念頭に置いた制度としたい。
- ③ 既存施設の老朽化、主な施設所有者である行政側の施設の新設・改修に対する優先順位の低下なども課題。

### ■実施しない場合に生じるデメリット、リスク

JFA の施設整備助成を実施しない場合、サッカーの環境改善が進まず、ひいてはサッカーファミリーの減少に拍車をかけてしまうリスクがある。

### ■期間

第一期：2025 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

第二期：2028 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日

※第二期の制度内容は 2026 年 12 月までに決定する。

### ■備考

Jリーグの秋春シーズン制移行に伴う降雪地対応における施設整備については、Jリーグと協議しながら本助成制度の枠組みとは別で検討する。

### ■参考：2023 年度第 6 回理事会(抜粋)

2015-2022 年の 8 年間にわたる JFA サッカー施設整備助成事業(前制度)が終了した。次期施設整備助成制度については、JFA ハウスの売却益をその原資とすることを想定しているが、現時点

でその活用方法が確定していないために制度を制定できない状況にある。

施設整備の多くは自治体の協力が必要で、その機会を逸すると整備そのものが実施できないことにもなりかねない。一方で、現段階で複数の都道府県サッカー協会（FA）から施設整備助成に関する照会が来ている状況もあり、その機会を逃さないためにも次期施設整備助成制度が策定されるまでの期間、暫定的な対策を施すことが必要になっている。

## 2. 2025 年度 47 都道府県サッカー協会向け一括補助金 交付の件

### （決議）資料 2

2025 年度 47 都道府県サッカー協会（47FA）一括補助金交付内容および上限額について、以下の通りとしたい。

#### ■当該事案を理事会へ付議する理由（基づく規則等）

事案決裁規則に関する細則 No. 100「都道府県協会・地域協会・各種連盟への支援金・補助金・交付金等の算出基準・上限額の決定」に基づき、付議するもの。

#### ■新規案件/継続案件

継続案件（2017 年度以降）

#### ■決議したい論点

2025 年度 47FA 一括補助金交付要項およびその上限額

##### (1) 交付要項（別紙参照）

2024 年度 同交付要項からの変更点：

47FA 一括補助金から施設整備を目的とした、事前の積立を可能とする。

##### (2) 上限額：1,738,325,269 円（2023 年度以降、同額）

※2023 年度第 11 回理事会（2023 年 11 月 9 日開催）にて、2024 年度および 2025 年度の 2 年間は 2023 年度の補助金額を下回らない設計とすることが決議された。

#### ■当該事案の審議プロセス（委員会、部会協議等）

政策会議および 9 地域代表者会議等にて事前協議

#### ■背景

- ① 本助成金は、47FA が実施する事業の財源の一部となっており、普及・育成の推進にこれまでも大きく寄与。
- ② 47FA の施設整備に対するニーズが高く、47FA の裁量を広げ、より一層の普及推進を図るもの。

#### ■実施しない場合に生じるデメリット、リスク

47FA が実施する事業の財源の一部となっていることから、補助金が交付されない場合、47FA の

各種事業が実施されないリスク、および普及推進への影響が発生するリスクがある。

■期間

2025年4月1日～2026年3月31日

■予算財源

一括補助金の総額は、2017年以降同規模であり、例年通り2025年度予算に計上予定。

■備考

上限額は、以下を含むものとする。

(1) 地域特性特別補助：20百万円

地理的条件が厳しい、北海道・長崎・鹿児島・沖縄に対して上乘せしていた補助

(2) キッズ巡回指導期初確定額：約31百万円

過去の巡回指導の実施回数実績に応じて、傾斜配分を行っていた補助

(3) 選手にかかる登録料の取り扱い変更に伴う措置(2023年度第11回理事会決議)の対応費用等

※別添資料参照

■参考：2023年度第11回理事会(2023年11月9日開催)第2号議案 決議事項

(1) 来年以降はJFAの選手にかかる登録料(分担金)(以下、JFAの選手登録料)相当分を47FAが徴収することになるが、補助金の設計にあたり、2024年から2年間は2023年度の補助金額を下回らない設計とする。(2024年度一括補助金上限額)

総額：1,738,325,269円

3. 2025年度 9地域サッカー協会向け補助金 交付の件

(決議) 資料3

2025年度9地域サッカー協会(9地域FA)一括補助金交付内容および上限額について、以下の通りとしたい。

■当該事案を理事会へ付議する理由(基づく規則等)

事案決裁規則に関する細則 No. 100「都道府県協会・地域協会・各種連盟への支援金・補助金・交付金等の算出基準・上限額の決定」に基づき、付議するもの。

■新規案件/継続案件

継続案件(2017年度以降)

■決議・協議したい論点/報告したい事項

2025年度9地域FA一括補助金交付要項およびその上限額

(1) 交付要項：別紙参照

2024年度 同交付要項からの変更点：

「審判関連」の「2級審判員指導補助金」の算出根拠のみ変更。  
例年 860 万円を基準に各地域 FA に配分しているが、その配分基準を以下の通り変更する。

変更前：各地域一律 400 千円＋および 2 級審判員の登録人数に応じて算出＋2024 年度の登録 1 級・女子 1 級・フットサル 1 級審判員数に対し 10 千円/1 人

変更後：各地域一律 400 千円＋および 2 級審判員の登録人数に応じて算出

変更理由：各地域 FA への配分額の確定時期を早め、各地域 FA がより速やかに事業計画を策定できるよう改善を図るもの。

※「競技会関連」、「強化育成関連」、「審判関連」の充当必須事業合計 21 事業のうち、1 事業のみ変更

(2) 上限額：344,479,000 円（2023 年度以降、同額）

### ■当該事業の審議プロセス（委員会、部会協議等）

政策会議および 9 地域代表者会議等にて事前協議

### ■背景

本助成金は、9 地域 FA が実施する事業の財源の一部となっており、普及・育成の推進にこれまでも大きく寄与している。

### ■実施しない場合に生じるデメリット、リスク

9 地域 FA が実施する事業の財源の一部となっていることから、補助金が交付されない場合、9 地域 FA の各種事業が実施されないリスク、および普及推進への影響が発生するリスクがある。

### ■期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

### ■予算財源

一括補助金の総額は、2017 年以降同規模であり、例年通り 2025 年度予算に計上予定。

### ■参考：2023 年度第 12 回理事会（2023 年 12 月 14 日開催）第 2 号議案 決議事項

（2024 年度一括補助金上限額）

総額：344,327,000 円

議題：2025 年度 9 地域サッカー協会向け補助金 交付の件

## 4. 事案決裁規則改正の件

### （決議）資料 4

理事会・委員会・事務局の体制変更および 2024 年 6 月以降の事案決裁規則および事案決裁規則に関する細則の運用状況から顕在化した各種課題に対応するため、資料の通り規則を改正したい。

※事案決裁規則に関する細則「4 各種規則・規程の制定・改正・廃止」に従って付議する。

### 【補足】

#### (1) 検討プロセス

政策会議にて協議後、顧問弁護士に確認

#### (2) 対応

- 運営体制に則した決裁区分の考え方の整理および規則への落とし込み
- 事案決裁規則との改正および事案決裁規則に関する細則との一体化による決裁区分の明確化・透明性の向上